令和８年第５回湧別町教育委員会定例会議案

日　時　令和　８年　５月２７日（水）
午後３時３０分
場　所　湧別町文化センターさざ波
多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和　８年　４月２７日		
2	招集の期日	令和　８年　５月２７日		
3	会　　期	令和　８年　５月２７日から 令和　　年　　月　　日まで		
4	招集委員	４　名		
5	出席委員	３　名		
6	欠席委員氏名	井上久恵委員		
7 会議の結果	結　果 提案件数	原案可決	修正可決	否　　決
	７　件	７　件	０　件	０　件
	計 ７　件	７　件	０　件	０　件

議案番号	件　　名
承認第１号	令和８年教育委員会第４回定例会会議録の承認について
報告第１号	第４１回サロマ湖１００ｋｍウルトラマラソンの開催について
議案第１号	湧別町スポーツ・文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
議案第２号	令和８年度湧別町社会教育推進計画の策定について
議案第３号	湧別町部活動地域展開検討委員会委員の委嘱について
議案第４号	令和７年度準要保護生徒の認定について
議案第５号	令和８年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

承認第１号

令和８年教育委員会第４回定例会会議録の承認について

記

署名委員　　三　橋　裕　介　氏より報告

令和８年５月２７日提出

湧別町教育委員会教育長　阿　部　　勉

報告第１号

第４１回サロマ湖１００ｋｍウルトラマラソンについて

第４１回サロマ湖１００ｋｍウルトラマラソンを次のように開催する。

記

別冊のとおり

令和８年５月２７日提出

湧別町教育委員会教育長　阿　部　　勉

議案第１号

湧別町スポーツ・文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する
要綱の制定について

湧別町スポーツ・文化遠征費補助金交付要綱（平成21年教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

記

別紙のとおり

令和８年５月２７日提出

湧別町教育委員会教育長　阿　部　　勉

提案理由

学校部活動以外の団体に所属する義務教育学校後期課程の生徒が、オホーツク総合振興局管内で開催される中学校体育連盟及び吹奏楽連盟が主催する大会に参加する場合は、補助の対象とするため、本要綱を制定するものである。

湧別町スポーツ・文化遠征費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

湧別町スポーツ・文化遠征費補助金交付要綱（平成21年教育委員会告示第８号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） 第１条　この要綱は、本町のスポーツ・文化振興に寄与する個人又は団体（以下「団体等」という。）に対し、大会出場に係る遠征費の一部を補助し、もって町民の心身の健全な発達とスポーツ・文化への意識の高揚を図ることを目的とする。	（目的） 第１条　この要綱は、本町のスポーツ・文化振興に寄与する個人又は団体（以下「団体等」という。）に対し、大会出場に係る遠征費の一部を補助し、もって町民の心身の健全な発達とスポーツ・文化への意識の昂揚を図ることを目的とする。
（補助対象者） 第２条　補助対象者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、湧別町学校体育文化活動費助成要綱（平成21年教育委員会告示第7号）及び北海道湧別高等学校存続対策事業実施要綱（平成23年教育委員会告示第３号）の補助の対象となる者は除く。 (1)～(4)　略	（補助対象者） 第２条　補助対象者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1)～(4)　略
（補助対象大会） 第３条　補助の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。	（補助対象大会） 第３条　補助の対象となる大会は、 国、都道府県、北海道教育委員会、全道的な規模のスポーツ・文化団体等が主催し、又は後援する全道的な規模以上の大会（以下「全道大会」という。）とし、次に該当しなければならない。ただし、湧別町学校体育文化活動費助成要綱（平成21年教育委員会告示第7号）及び北海道湧別高等学校存続対策事業実施要綱（平成23年教育委員会告示第３号）の補助の対象となる大会を除く。

改　正　後	改　正　前
(1)　国、都道府県、北海道教育委員会、全道的な規模のスポーツ・文化団体等が主催し、又は後援する全道的な規模以上の大会（以下「全道大会」という。）とし、次に該当しなければならない。	(1)　当該年度（上位大会が翌年度開催の場合は、前年度）の全道大会の予選において、優秀な成績をもって出場権を得た大会とし、高校生以上の個人及び団体の大会は、次のいずれかに該当しなければならない。
ア　当該年度（上位大会が翌年度開催の場合は、前年度）の全道大会の予選において、優秀な成績をもって出場権を得た大会とし、高校生以上の個人及び団体の大会は、次のいずれかに該当しなければならない。	ア　個人の大会は、大会開催要項に定める入賞者のうち、出場権を得た者
（ア）　個人の大会は、大会開催要項に定める入賞者のうち、出場権を得た者	
（イ）　団体の大会は、３位以内の成績を収め、出場権を得た団体	
（ウ）　順位づけのない大会は、個人及び団体とも大会開催要項に定める方法により上位大会の出場権を得た者又は団体	
イ　高校生以下の団体等が選抜されて出場する大会	イ　団体の大会は、３位以内の成績を収め、出場権を得た団体
ウ　その他教育委員会が認めた大会	ウ　順位づけのない大会は、個人及び団体とも大会開催要項に定める方法により上位大会の出場権を得た者又は団体
(2)　義務教育学校後期課程の生徒（以下生徒という。）が所属する学校部活動以外の団体又は生徒で、当該団体が出場するオホーツク総合振興局管内において開催される中学校体育連	(2)　高校生以下の団体等が選抜されて出場する大会

改　正　後	改　正　前
盟又は吹奏楽連盟が主催する大会 （補助金額） 第８条　団体等に交付する補助金の額は、前条の規程において算定し　た補助基準額の合計額に次の補助率を乗じて得た額とし、1,000円未　満の端数は切り捨てる。 (1)　義務教育学校生以下は、前条に規定する基準で算定した額の10割以内とする。ただし、第３条第１号イに規定する大会については、８割以内とする。 (2)及び(3)　略	(3)　その他教育委員会が認めた大会 （補助金額） 第８条　団体等に交付する補助金の額は、前条の規程において算定し　た補助基準額の合計額に次の補助率を乗じて得た額とし、1,000円未　満の端数は切り捨てる。 (1)　義務教育学校生以下は、前条に規定する基準で算定した額の10割以内とする。ただし、第３条第２号に規定する大会については、８割以内とする。 (2)及び(3)　略

附　則

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

議案第２号

令和８年度湧別町社会教育推進計画の策定について

令和８年度湧別町社会教育推進計画を次のとおり策定する。

記

別冊のとおり

令和８年５月２７日提出

湧別町教育委員会教育長　阿　部　　勉

提案理由

令和８年度の社会教育行政の執行にあたって、社会教育推進計画を定めようとするものである。

議案第３号

湧別町部活動地域展開検討委員会委員の委嘱について

湧別町部活動地域展開検討委員会委員に次の者を委嘱したいので、湧別町部活動地域展開検討委員会設置要綱第３条第２項の規定により教育委員会の議決を求める。

記

１　候補者の氏名等

別紙のとおり

２　任　期

委嘱の日から２年間

令和８年５月２７日提出

湧別町教育委員会教育長　阿　部　　勉

提案理由

学校部活動の地域展開に関する検討を行うために設置する委員会の委員を委嘱しようとするものである。

湧別町部活動地域展開検討委員会委員　候補者名簿

任期：委嘱の日から２年間

NO	区　分	住　所	氏　名	所属・役職等
1	１号委員 学校教育関係者	湧別町中湧別南町956番地	早川　大介	上湧別学園 校長
2		湧別町錦町266番地の２	豊原　隆之	ゆうべつ学園 校長
3		湧別町芭露450番地の１	吉村由紀子	芭露学園 校長
4		湧別町中湧別南町844番地の１	中條　尚志	湧別高等学校 校長
5		湧別町中湧別南町915番地	伏見　向葵	上湧別学園 教諭
6		湧別町錦町266番地の２	森本あやめ	ゆうべつ学園 教諭
7		湧別町芭露875番地の２	木津　健斗	芭露学園 教諭
8	２号委員 スポーツ・文化活動関係者	湧別町中湧別南町902番地の１	黒川　　隆	体育協会 会長
9		湧別町北兵村一区97番地の35	下田　英人	スポーツ少年団本部 本部長
10		湧別町北兵村三区513番地の13	牧村　宜幸	スポーツ少年団本部 事務局長
11		湧別町上湧別屯田市街地53番地の26	兼田　真一	スポーツ少年団指導者 （FC Miragross Jr.）
12		湧別町登栄床151番地の19	西村　優雅	スポーツ少年団指導者 （ゆうべつキッズ）
13		湧別町錦町186番地の14	石川　克己	スポーツ推進委員会 委員長
14		湧別町中湧別南町1011番地の14	片岡　幸生	文化連盟 理事 （上湧別吹奏楽団 代表）
15	３号委員 有識者	湧別町登栄床349番地	工藤雄希峰	社会教育委員の会 委員
16		湧別町富美1850番地の１	村上　拓也	ＰＴＡ連合会　副会長 （上湧別学園）
17		湧別町登栄床406番地の１	工藤　基也	ＰＴＡ連合会　副会長 （ゆうべつ学園）

議案第４号

令和７年度準要保護生徒の認定について

令和７年度準要保護生徒を次のとおり認定する。

記

別紙のとおり

令和８年５月２７日提出

湧別町教育委員会教育長　阿　部　　勉

提案理由

経済的理由によって、就学困難と認められる生徒を認定し、義務教育就学のための援助を行おうとするものである。

議案第５号

令和８年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

令和８年度要保護及び準要保護児童生徒を次のとおり認定する。

記

別紙のとおり

令和８年５月２７日提出

湧別町教育委員会教育長　阿　部　　勉

提案理由

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒を認定し、義務教育就学のための援助を行おうとするものである。